

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年11月19日（木）14:02～14:41
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 榎本 政規 鶴岡市長  
奥山 賢 山形県工業戦略技術振興課科学技術政策主幹  
東 憲児 Spiber株式会社取締役兼執行役  
沼間 雅之 HMT株式会社バイオマーカー分子診断事業部事業開発担当部長  
飯野 和也 山形県工業戦略技術振興課バイオ関連産業振興主査  
高橋 健彦 鶴岡市企画部次長

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長  
川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長  
塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官  
田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 新産業創出イノベーション創発特区
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、続きまして、きょうは榎本鶴岡市長にもおいでいただいておりますが、鶴岡市、それから山形県の共同提案ということで「新産業創出イノベーション創発特区」の御説明をしていただきたいと思います。

時間が30分ということでございますので、10分ないし15分ぐらいで御説明を頂戴しまして、その後、意見交換ということでお願いできればと思います。春に御提案を頂戴しまし

て、そのときはヒアリングの手続がなかったわけでございますけれども、その部分も含めて、年内に恐らくまた追加指定ということになっていくと思います。その候補として、きょうはプレゼンテーションいただくということになっております。

きょうは八田座長がお休みでございますので、原委員に議事進行をお願いしております。原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 お忙しい中を大変ありがとうございます。

では、まずは御説明をよろしく願いいたします。

○榎本市長 特区対象地域の市長をしております榎本政規といいます。きょうはこのような場をいただきましたことに心より御礼申し上げます。

私ども鶴岡市は、今から15年前に慶應義塾大学先端生命科学研究所を鶴岡に誘致いたしまして、バイオ産業の地域振興を目指して努力してまいったところでもあります。私自身も市長に就任以来、これが鶴岡の将来の成長戦略の一環として、しっかりとして支えてきたところでもあります。

研究所発のSpiber社が皆様御存じのとおり合成クモ糸繊維を開発し、そして、もう一つは、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社が一昨年、株式上場し、また、その他にもベンチャー企業が今、立ち上がっておるところであります。

このたび、国家戦略特区に提案をいたしました新産業創出イノベーション創発特区につきましては、こうしたベンチャー企業が連鎖的な創出をさらに加速し、当地域を地方創生の代表モデルにしたい。そして、もって我が国の成長戦略に貢献をしていきたいという思いで提案をさせていただいています。とりわけSpiber社のクモ糸新繊維につきましては、枯渇燃料であります化石燃料、石油によらない次世代を担う極めて有望な素材として世界的に注目をされておりました、いよいよ製品化の段階に入っておりますが、これまた皆様御存じのとおり、この業界は非常に世界的に開発競争が激化しております、今、私どもがSpiber社をしっかり支援していかないと、このクモ糸新繊維を日本の技術として育てていくために、特にしっかりとしていかなければ、競争社会に負けてしまうという危機感を持ちながら取り組んでいるところでもあります。まさしく国家戦略として、このクモ糸新繊維を、国を支える基盤技術に成長させる必要があると思ひまして、このたび提案をさせていただいています。

このSpiber社を初め、慶應先端研につきましては、これまでも石破創生大臣を初め、政府関係者、つい先日も、衆議院の産業経済委員会、超党派の皆さんが18名ほど鶴岡においていただきましたし、自民党の稲田政調会長さんにも現地を御視察いただいて、私どもは高い評価を受けたと思っております。ぜひ、地元の市長として、今後ともしっかりと慶應先端研並びにここから生まれましたベンチャー企業を支援してまいりたいと思ひます。特区につきましては、皆様方からの特段の御高配、御支援を賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

以上であります。

○奥山主幹 それでは、具体的に提案させていただいた内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

表紙に書いてございますけれども、今回の提案につきましては、慶應義塾大学先端生命科学研究所、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ、Spiber、鶴岡市、山形県、産学官一体となった提案ということでございます。地域の提案ということでお受けとめいただければ、非常に幸いでございます。

めくっていただきまして、背景というところになりますけれども、現在、鶴岡にございます慶應大学の先端生命科学研究所というところから4つ、ベンチャー企業が出てきております。今、市長からの御説明にもございましたSpiber社、こちらは合成クモ糸、人工クモ糸繊維で新たな産業を築いていくというような取り組みを行っているところでございます。

2つ目がHMT、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社でございまして、こちらは、1つは鬱病診断のバイオマーカーの開発、それから、メタボローム解析を主とした会社でございまして。

3つ目がサリバテック社。こちらは唾液の分析でがんの早期発見を行う技術を開発しております。

それから、メタジェンというのは、便の解析で腸内環境を調べて、病気との関連などを調べていく技術を開発したところでございます。

こういった次々と新しいベンチャー企業が生まれておまして、今、鶴岡市は非常に活気が、イノベーションの熱気があふれているところでございます。日本広しといえども、次々とベンチャー企業が立ち上がりまして、活気を持っているというのは、そうはないのではないかと自負しているところでございます。

今般、こういったイノベーションの熱気をさらに加速させていきたいということで、ぜひ国家戦略特区の後押しをいただきたいということで提案をさせていただいたものでございます。

提案内容は、右のほうの四角に2つ書いてございます。1つは、新産業創出のための施策ということで、「工農連携型」農業に係る農業生産法人の役員要件等の緩和。

2つは、構造たんぱく質新素材製造に必要な糖の輸入に係る価格調整の特別措置。

3つには、先端バイオマーカーによる体外診断への保険外併用療養の特別措置。

4つ目が、地方拠点都市地域の拠点区域内への工場立地に関する特別措置ということで、新産業創出のための施策を打っていききたい。

それから、今後、こういったベンチャー企業が大きくなるにつれ、外国人の高度人材、特に研究者の数がふえていくことが予想されますので、そういったところにも対応してまいりたいということで、1つは、高度人材認定のための特別措置。

2つには、その配偶者の就労制限に係る特別措置。

そして3つには、国際運転免許証で運転できる期間の特別措置ということで提案をさせ

いただいているところでございます。

具体的に一つ一つ御説明をさせていただきたいと思えます。

1つ目の「工農連携型」農業に係る農業生産法人の役員要件等の緩和ということでございます。これは、実はSpiber社のほうの提案でございまして、Spiber社は人工クモ糸をつくる過程で糖が必要になります。その糖を農業生産物、例えばてん菜でありますとか、サトウキビですとか、そういったものからとるということで、工業材料のための農業をやっていききたいということでございます。

そのために、農地を所有して農業をやっていききたいということでございますけれども、実は法人が農地を所有する場合には要件が2つございまして、1つは役員要件ということで、先般の国会で改正になりましたけれども、役員または重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事する。それから、構成員の要件として、農業関係者が2分の1以上。それから、2分の1未満は制限を設けないとなっておりますけれども、この要件ですと、例えばリスクをとって農地を所有して、材料を、糖を生産しようと思っても、例えば農業従事者のほうが反対すると、事業がうまくいなくなる可能性があるということで、この要件を下げていただきたいということを要望しているところでございます。

具体的には、右側に「新たな措置」と書いてございますけれども、構成員要件のほうでございまして、農業関係者が4分の1まで下げていただきたい。これは3分の1ですと、重要なものに拒否権があるというようなことになっておりますので、4分の1まで下げていただきたいと。残り4分の3については、制限を設けないというような形をとっていただきたいという提案でございます。

2つ目が、これもSpiber社からの提案でございまして、Spiber社はこれから人工クモ糸を量産化して、環境に優しい繊維をつくっていききたいということでございますけれども、そのためには、先ほど申し上げたとおり糖が必要になるということでございます。これを安定的に確保するためには、輸入することが必要だと。輸入する際には、農畜産業振興機構というところで価格調整制度がございまして、これは、輸入する糖と国産の糖とで価格差があるものですから、その価格差を埋めるべく、輸入糖に調整金を課すという形になっております。ですので、輸入する価格は低いのですが、一旦、農畜産業振興機構が買い取って、そして、調整金を上乗せした金額で輸入業者に売るという形で、調整金を徴収する仕組みになっております。こうなりますと、糖が安定的に確保できない、あるいはコスト的に割が合わないということで、国際競争力を発揮できなくなる可能性があるということでございます。

新たな措置といたしましては、今までの使い方とは全く別の使い方でございますので、今までの枠組みとは別の糖価格調整制度の対象外としていただきたいというのが提案でございまして。

それから、3つ目の提案は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社からの提案でございまして。これは、医療関係の診断技術を開発した場合に、保険適用まで非常に時間

がかかります。また、認めていただけるまで、使っていただくということもございますので、費用もかかります。そういう誕生して間もないベンチャー企業がこういった時間的、資金的負担に耐えて事業を軌道に乗せていくためには、保険適用が認められない段階であっても、営業利益を確保していかなければならないということもございます。保険外診療と保険診療を一緒にした場合、現在ですと全額が患者負担になってしまいますけれども、これを別々の負担になるようにしていただきたいということもございます。

右側に「新たな措置」ということで、保険外併用療養と書いてございますけれども、これは、保険の適用になる治療の部分は保険で適用していただいて、そして、保険外の治療の分は、その分だけ患者の負担になるという仕組みでございます。このような制度を認めていただけるようなことでお願いできないかというのが提案でございます。

それから、4つ目でございます。地方拠点都市地域の拠点区域内への工場立地に関する特別措置ということもございます。これは、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律という法律がございまして、地方の自主性を尊重して、国の関与を最小限にさせていただいております。このため、開発のための許可がスピーディーに出せるというメリットがございます。

ただ、地方拠点都市地域の法律の中で、産業業務施設というものの定義が記載されておりまして、これからは、工場を除くと書いてございます。工場が除かれるために、研究開発をせっかく行っても、生産のほうがちよっと離れた地域でやらなければいけないということになっておりまして、これから研究から生産へ移行して、大きく発展しようとする際の障害になっているということもございます。このために、産業業務施設の中に工場も含めていただきたいというのが提案でございます。

それから、次の提案でございます。ここからは、外国人高度人材誘導のための施策ということで、企業が大きくなるにつれ、外国人が入ってくるので、外国人が入りやすいようにしていただきたいという内容でございます。

1つ目が、高度人材として認定されるには幾つかの基準が設けられておりまして、ポイント数になっております。例えば、収入が1,000万以上であれば40ポイントとか、学歴で博士号を持っていると何ポイントとかというようなことで決められておりますけれども、合計70ポイント以上でありますと、高度人材ということで、外国人の優遇措置が認められております。例えば、在留期間がいきなり5年。通常ですと、1年あるいは3年というのが普通だそうですけれども、最初に5年の在留期間が認められると。あるいは、一定の条件のもとで親の帯同が認められる。あるいは、入国・在留手続が簡素化されるというようなものがございます。

ただ、高度専門人材ということで認められるためには、職歴とか年収に重点が置かれておりまして、そこのポイントが非常に高くなっております。このため、若くて職歴が余りないとか、年収が少ないというような方ですと、優秀であってもなかなか高度人材に認められないということもございます。優秀な研究者を確保していくに当たっては障害にな

っているということをごさいますして、これを改善していただきたいというのが提案でございます。

次のは、それと同じでございますけれども、高度人材になりますと、配偶者の就労制限も非常に緩和されるということでございます。通常でありますと、せいぜいアルバイト程度しかできないわけですが、これをきちんとした仕事につくことができるということで、せっかく鶴岡に来ていただいた方の才能なりを生かす形にもなりますし、一緒に来た人も、家にいるだけでなく働けるということでメリットがあるということです、先ほどのような特例で高度人材に認められた場合でも、通常の高度人材に認められた場合と同様に配偶者の特例措置を認めていただきたいというのがこの提案でございます。

最後に、国際運転免許証で運転できる期間の特別措置ということでございます。これは、鶴岡のような地方都市でございますと、公共交通機関の整備が十分でないという弱点がございますして、自動車の運転というのは生活する上で大変重要だということでございます。

国際運転免許証で運転できる期間は、日本に上陸した日から起算して1年以内で、かつ、国際運転免許証の有効期間となっておりますけれども、国際運転免許証については、免許の取り方によって運転できたりできなかったりということで、非常に制度が複雑になっているということでございます。ここを改善していただきたいというのがこの提案でございます。

具体的ところで御説明させていただきますと、参考資料ということで一番最後におつけしております。これは警察庁のホームページからとらせていただいたものでございますけれども、例えば一番最初のものでございますが、国際運転免許証を取得して上陸した場合、上陸の日から1年間、あるいは国際運転免許証の有効期間ということで、この黄色い矢印の部分、ここは運転できるということになるものでございます。

上陸した後、例えば出国しないで郵便などで国際免許証を取得した場合は、これも上陸してから1年という制約で、この黄色い期間だけ運転できる。国際運転免許証はもっと有効期間が長いわけですが、上陸から1年ということで、この期間だけの運転になるというような仕組みになっております。

この制度を複雑にしているのは、さらにその下のものがございますけれども、一旦日本に入ってきて、そして、国際運転免許証を取るために出国する。その後、運転免許証を取ってまた日本に戻ってくる。この再入国の許可を受けて出国したときから再上陸した日まで、ここが3カ月以上あれば、その上陸を起点として、そこから1年あるいは国際運転免許証の有効期間内ということで、この黄色い期間が運転できるということでございますけれども、これが右上のほうに参りますと、同じように上陸して、一旦出国して、国際運転免許証を取得して上陸したということで、形は同じなのですが、出国から再上陸までの間のブルーの期間が3カ月未満の場合には、国際運転免許証が有効であっても運転できないという形になるということをごさいますして、そういう意味では、この間が3カ月あるかないかで非常に制度がわかりにくくなっているということでございます。ですので、

こういったところをわかりやすくしていただきたいというのが今回の提案でございます。

提案の内容についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。

先に私から2点ほどですが、まず1つ目に、一番最初の農業生産法人のところで、2分の1以上のところを4分の1以上に変えると。その理由として、3分の1で拒否権がありますという話でしたが、これは現状で、Spiberさんが出資をして、農業生産法人をつくるということをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。仮に2分の1、その3分の1を超える状態になっていると、具体的にこんなことで問題が起り得ると懸念されるような事項が何かもしございましたら。

○東取締役兼執行役 Spiberの東と申します。

我々のほうで4分の3の出資をして、こういった事業をやりたいと考えております。食品以外の用途での農業というのは、これまでの農業のやり方とかなり違ってくる部分がございます。そういった新しい農業のオペレーションを開発するというには非常に大きなリスクを伴いまして、我々としても大きな投資をして、推進しなければならないものになります。そうした中で、自分たちで主体となって、その事業のオーナーシップを強く担保できないと、そういった大きなリスクをとることが非常に難しいと考えておりまして、これが理由になります。

○原委員 具体的にこういうことで何か困るといふ。

○東取締役兼執行役 具体的に申し上げますと、いろいろなことが想定されるのですけれども、3分の1以上を自社以外の方がお持ちになった場合に、その方の意思がその事業の運営に反映されますので、こちらできちんと意思決定を確実に担保できるということが大きなリスクをとる上では必須の要件になっていると考えております。

○原委員 わかりました。

それから、農業関係のところでもう一点。これはお聞き及びかもしれませんが、農地の保有について、企業がもっと参加できるようにするという議論をしますと、これは必ず反対をされる方々から出てくる議論というのが、企業が参入するということになるのと、一旦参入した後で耕作放棄してしまうのではないかと、産廃の置き場になってしまうのではないかと議論が必ず出てくるわけでございまして、ここの対処ができるかどうかということが課題になってくるのです。これはむしろSpiberさんというよりは、鶴岡市さんのほうで、そういった対策を何かもしお考えであれば教えていただけますでしょうか。

○高橋次長 先行されております養父市さんの事例、これが私どもは大変参考になると思っております。企業側に基金を積み立てさせて、それを田畑の復旧に使うというような手法でありましたり、あと、条例化による罰則規定、こういったことも含めて、ぜひ養父市さんの動向を注視させていただければなと思っておりますところでございます。

○原委員 もし可能であれば、そこはあわせて御提案をいただけると、より進めやすい案件になるかもしれません。

○高橋次長 はい。

○原委員 あと、順番にやったほうがよろしいかもしれませんが、この関係はよろしゅうございますか。

次の3ページ、4ページのあたりは、いかがでございましょうか。

○阿曾沼委員 4ページの件でよろしいでしょうか。保険外併用ですけれども、これは想定している医療機関というのがもう既に何かございますでしょうか。

○沼間部長 現在、本提案におきましては、鶴岡市内の病院8施設、それから、傘下にありますクリニック113施設、特にクリニックに対して、本件は鬱病の診断というのを今、対象に考えておるのですけれども、病院よりは、実はクリニック向けに対して、こういう施策を実施したいと考えております。

○阿曾沼委員 その8施設及び、クリニックは幾つでしたっけ。

○沼間部長 平成20年で113施設ございます。

○阿曾沼委員 それは、一応参加希望ということで、基本的にドクターの人的ネットワークが構築できていると理解をしてよろしいですか。

○沼間部長 鶴岡市内は非常に医師会の結束がかとうございまして、できましたら医師会主導で、クリニック対象で、こういった新規の診断方法、それから診断の項目等を広く普及していただきたいと思っております。

○阿曾沼委員 保険外併用は今、いろいろな形で認められる方策がいっぱいあるわけですが、その方策の中でやれるようにするにはどうしたら良いかということなのか、もしくは全く違った方策を考えてほしいというのか、どちらでしょうか。

○沼間部長 昨今、国のほうでも同様のベクトルで施策等を検討していただいておりますけれども、本件は特に診断薬ということに限って、今、お話しさせていただいております。診断薬の特徴といたしましては、これは直接人体に作用させるものではございませんので、医療用医薬品とはちょっと違う扱いでと考えております。

ということでございますので、現在、例えば先進医療制度等がございますけれども、やはり新規項目でありますと、それなりの審査等が必要になってまいります。本件におきましては、体外診断用医薬品というちょっと特徴のあるものでございますので、できましたら、先ほどのベンチャーに対する支援という意味も含めまして、侵襲性の非常に低いものであり、また、疾病自身の確定に用いるものではございませんので、一応補助診断という位置づけで考えておりますが、そのような用途で規制緩和を御検討いただければと思っております。

○阿曾沼委員 もう一言確認ですが、8施設というのは病院なのでしょうね。県立とか私立とかいろいろおありになるのでしょうか、鶴岡市内の医療機関などは、具体的な要望を持っていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○沼間部長 現在、開発中で、各地元の病院様、クリニック様と情報交換、意見交換、それから、一部共同開発のような形をとりまして、進めさせていただいております。



○原委員 それでは、次に行ってよろしいですか。5ページのところで、これはちょっと十分理解し切れませんでしたけれども、工場がもともと除かれているのは、どういう根拠があつて除かれていて、そこは今回の特区に関しては問題ないのですということをどう整理して理解したらよろしいのでしょうか。

○高橋次長 こちらは、いわゆる地方拠点法によりまして、ここに記載されております産業業務施設の中に、工場を含めないという整理になっているものでございます。これは条文に明記されております。これは法の趣旨として、工場立地法が別にあるので、その範囲からはこの法律は除くよという意味で我々は理解しているのですけれども、我々がスピーディーに開発するためには、この地方拠点法のスキームによる開発、これがまことに有効でありまして、有効というのは、スピーディーにできるという意味でございます。

したがって、このスピーディーな手法の中で工場用地も開発させていただきたい。そういう整理をお願いできないかという内容でございます。

○原委員 これは、制度としてスピーディーな開発を可能にする地方拠点都市制度というのがあつて、都市圏の中ですから、一般には工場がつくられることが想定されていなかったと。一方で、ここでされようとしているのは、研究施設に近いような工場なのだという理解ですか。

○高橋次長 さようでございます。

○原委員 そうしたら、最後の外国人関連のところでございますが、こちらで想定されている外国人の方というのは、どれぐらいの期間でいらっしゃることを想定されているのかがよくわからなかったのです。比較的長期で何年もいらっしゃる方なのか、あるいは比較的短期間なのか。長期だとすると、免許証の話は多分1年以内ぐらいの話になってしまうのですが、その程度の話でよろしいのでしょうか。

○奥山主幹 外国人の研究者については、Spiber社に就職していただくというイメージでございます。ですので、かなり長期間、鶴岡で暮らしていただくということを想定しております。

○原委員 免許証は、長期の方については、これで差し支えないのですか。

○奥山主幹 長期の方でおいでいただいて、例えば更新する場合ですと、間が3カ月あるかないかということで差が出てしまいます。日本の免許証を取れば問題ないという考え方もあるかとは思いますが、外国人、自分の言語で免許証を取得できるというような場合は、やはり3カ月超えたか超えないかというようなものでなくて、できないかということで考えているところでございます。車は、こちらのほうでは必需品という状況でございますので、非常に重要なポイントではないかと思っております。

○鈴木委員 高度人材の認定の特別措置というところは結構大事だと思うのですが、具体的に、どういう人がはじかれてしまうのかというのがもうちょっとイメージできる話が進めやすいと思うのです。例えばオーバードクターとか、こういう先端技術などを開発できるのは割と若い人ですね。そういう人たちが具体的にはじかれてしまうような事例

をもう少し具体的に御説明がもしあればと思うのです。

○奥山主幹 Spiber社は。

○東取締役兼執行役 今、Spiberは100人ぐらいの体制でやっているのですが、現時点で1割前後の方が外国からいらしていただいています。基本的に外国からいらしていただいている方は、新卒、人によってドクターであったりしますし、人によっては本当に学部を卒業された修士の方、そういった方もどんどん入ってきていただいている状況です。で、こういった方が対象になってくるようなイメージです。

○鈴木委員 結構若い人ですね。その中には、入管のほうで、これは高度人材ではないというふうには具体的にはじかれることがあるのですか。

○東取締役兼執行役 そうですね。ビザがとれないということは今までないのですが、高度人材として認定されていないというケースはあると思います。

○鈴木委員 その場合は何で入ってくるのですか。

○東取締役兼執行役 ちょっと、済みません。

○奥山主幹 在留資格を通常通り申請して、期間が1年程度とかいう形で入ってくるということで、メリットがない形ですが、入ってきていただいている。さらに今後ふやしていくためには、こういう高度人材の制度を活用させていただければ集めやすくなるという考えでございます。

○鈴木委員 なるほど。わかりました。

○阿曾沼委員 新卒が多いということと、新卒イコール高度人材というのは、何となくイコールにならないような気がするのですが、今、100人のうち10%というのは若い人たち、新卒だとおっしゃっていましたね。

○東取締役兼執行役 そうですね。新卒の方も含めて、大体20代の方です。30代の方も少しいらっしゃるかもしれませんが。

○阿曾沼委員 これからどんどんふやしていくためには、そういった措置が必要だということですね。

○東取締役兼執行役 そうですね。

○鈴木委員 あともう一つなのですけれども、奥さんというか、配偶者のほうですね。配偶者のほうの就労制限を特別措置するということなのですけれども、これも具体的なイメージがもう少しあればと思うのです。例えば、学校で英語の教師として働くとか、どのような用途をお考えなのでしょうか。

○奥山主幹 通常の形で入ってまいりますと、奥様は基本的に就労できないということになってございまして、できるとしても、届け出した上でアルバイト程度、週28時間だっただと思いますけれども、その程度のお仕事しかできないということでございます。しかし、高度人材ということで入ってくる方の奥様ですので、相当の能力をお持ちではないかということでございますので、そういった能力をフルタイムで生かしていただきたいということでございます。場合によっては教壇に立っていただくということもあり得ると思います

し、ほかの会社で能力を生かしていただくということも考えられますので、そういう形の生かし方ということかなと思っております。

○鈴木委員 現時点で、例えばこういうことをやりたいのだけれども、それは認められない、できませんとか、そういう事例は何かあるのですか。

○東取締役兼執行役 現時点ではそういった事例はございませんが、これからどんどん外国の方がふえる計画ですので、そういったことがリスクになりますし、そういった制約はできるだけ撤廃していただけたらということです。

○鈴木委員 わかりました。

○原委員 ありがとうございます。

ちょっと時間が押してきてしまっていますが、これは事務局で何か調整いただいていることで、ここで話ししておくべきことはありますか。事務局で、各省との話とかでもし何かあれば。

○藤原次長 調整状況をちょっと。

○塩見参事官 1点、既に春に御提案いただいたものでございますので、御提案いただいた中の地方拠点法の関係でございますけれども、これを所管しております国土交通省の回答といたしましては、法律上、条文を見ると、開発許可の特例に当たりまして、特に産業業務施設に限定した開発許可の特例措置を設けているものではなくて、幅広く開発許可の特例が活用可能であるという回答でございますので、現行の条文上、恐らくできるということではないかと思われまますので、そこがもし誤解なり、あるいはわかりにくいところがあるようでしたら、十分御説明するような形で、事業がこれから円滑に進むということでしたら、そういう措置を講ずるような相談をさせていただきたいと思っておりますが、そのあたりはいかがでございますでしょうか。

○高橋次長 その点、私どもも確認させていただいております。実際の申請行為の中で、我々、さまざまなプロセスを踏ませていただいておりますが、御担当者におかれましては、工場を除くとなっているというようなことでの御解釈で我々に御指導いただくケースも間々ございました。そんなことで、その点をクリアにさせていただきたいという趣旨でございます。

○原委員 これは運用を明確にしましょうということですね。わかりました。

あとはよろしいですか。

○藤原次長 調整結果として、何か進展があったものとかはありますか。

○事務局 警察庁関係なのですけれども、鶴岡市さんに対しては新しい情報ではないのですが、同じく国際免許証の有効期間に関して、春に提案していただいたものに関しましては、警察庁のほから回答がありまして、公表させていただいておりますし、鶴岡市さんのほうにはもう既にお伝えしております。

○藤原次長 そうした中身が進展して、事業ができるような方向での御議論になっているかどうかなのですけれども。

○事務局 回答的には、基本的には、国内で運転する場合には都道府県公安委員会の免許証が必要ですが、国際免許証を所持する者には起算して1年というふうにまくなっているということで、上陸期間によって、その上陸期間を変えることは難しいと、申しわけないですが、そういう回答ではありました。

○藤原次長 できないということをお返ししているということね。

○事務局 はい。

○藤原次長 だから、進展はないのね。

○事務局 それ以降は新しい情報は。

○藤原次長 引き続きそこはまた御提案を受けて、一步でも前進するように、今回またやらせていただくということだと思います。

○原委員 もう時間ありませんが、もう少し先方の回答も整理をして、また引き続きやりたいと思います。

あとはよろしいでしょうか。

○奥山主幹 資料につきましては、非公表ということでお願いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○原委員 わかりました。